発 八 監 第 ２ ３ 号
令和７年１１月２７日

八頭町長　　吉　田　英　人　様

八頭町監査委員　　丸　山　長　智

八頭町監査委員　　田　中　一　實

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第４項の規定により定期監査を実施したので、同条第９項の規定に基づきその結果を別紙のとおり報告書を提出する。

定期監査報告書

1　監査の種別　定期監査

監査の期日	監査の対象	監査の範囲
令和7年10月21日(火)	町民課、保健課、企画課、建設課、福祉課	令和７年４月１日から令和７年８月３１日までに執行された事務の執行及び事業の管理及び公共施設利活用状況並びに未利用施設の管理状況
令和7年10月23日(木)	教育委員会部局、人権推進課、農業委員会事務局、上下水道課、	
令和7年10月30日(木)	総務課、男女共同参画センター、議会事務局、税務課、地籍調査課	
令和7年11月4日（火）	産業観光課 現地調査	
令和7年11月11日(火)	現地調査	

2　監査の方法

（1）監査に当たっては、今回提出を求めた監査資料については、各担当課長等により説明を聴取のうえ検討し、毎月実施している定期監査結果を含めて、財務に関する事務が法令や規則に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き内容を審査した。

（2）町の公共施設のうち庁舎、学校教育施設以外のうち、前年度監査対象としていなかった一部（約半数）である社会教育施設、社会体育施設、公民館・集会所、児童福祉施設、保健・福祉施設、観光施設について、施設の管理状況及び利用状況について審査した。

3　監査資料

「様式1 職員現況表・事務分掌表」、「様式2-1 予算執行状況（歳入)」、「様式2-2 予算執行状況（歳出)」、「様式3 予算の充用・流用措置状況表」、「様式4 補助金・交付金及び負担金の交付状況表」、「様式5 工事執行状況表（工事請負金額1,000万円以上)」、「様式6-1 不動産賃貸借契約状況（借受)」、「様式6-2 不動産賃貸借契約状況（貸付)」、「様式6-3 リース契約状況」、「様式6-4 土地・建物使用貸借契約状況」「様式7 主要施策の執行状況表」、「様式 8 町税等の収入状況」、「自動車管理状況」のほか、「八頭町公共施設利活用状況調査表（社会教育施設、社会体育施設、公民館・集会所、児童福祉施設、保健・福祉施設、観光施設)」の提出を求めた。

4　監査の結果

（1）昨年に続き庁舎及び学校を除く公共施設の財産管理面について監査した結果、担当課と総務課の意思疎通の欠落と思われるような不適切な事案のほか、担当課の認識相

違と思われるような不適切な貸付事案、さらには財産管理面で行政財産と普通財産の区別が明確となっていない事案や、老朽化した財産に対して適切な対応がなされていない事案などが散見された。なお、具体的な不備内容については、後述の「監査の事項別結果」のとおりである。

① 不適切な財産管理の事例としては、財産台帳の整理が利用実態と相違しているもののほか、管理担当課が実態とそぐわないものとなっているものが確認された。

② 財産台帳と貸付契約の数量が一致していないもののほか、行政財産であるべき財産を普通財産として取り扱っている事例もみられ、行政財産と普通財産区別が十分理解されないまま不適切な処理がなされているものが確認された。

③ 町村合併時において誤った処理に気付かないまま引継処理がなされているものが確認された。

④ 老朽化した財産について、修理するなど適切な対応を行っていない物件が、指定管理に付しているものや町が直接管理している物件において確認された。

（２）事務処理の内容については例月出納検査時において事案を抽出して内容を監査し、それぞれ例月定期監査時において確認された不備事項については、その都度、文書や口頭での指摘又は注意並びに指導を行っている。

具体的な内容については、後述の「監査の事項別結果（２）」のとおり不適切な事務処理が認められた。

不備事項等の件数は減少しつつあるが、やはり不備事項の大半は昨年に引き続き各担当課における本務以外の事務である入札事務や契約事務などで未だに不備事項が多く確認されている。要は契約書の内容を十分確認しないまま処理しているものと思われる。

こうした事務は専門の課に集中させるか、全職員に対する職場研修で周知徹底を図らない限り途絶えないものと思料され、監査に支障をきたしている。

『全職員に対する』と表記したのは、起案者のミスを稟議の段階で検証担当者及び経験者並びに決裁権者等が何ら指摘や指導していないと監査委員としては黙認する訳にはならないため、改善の跡が確認されるまでは繰り返し繰り返し指摘せざるを得ない。

【監査の事項別結果】

（１）予算の執行状況

令和７年度上期（４月から８月末まで）の予算の執行については、各課とも概ね順調に執行されているものと認められた。

（２）事務処理状況

① 事務処理の状況については、毎月の出納検査後に実施している定期監査において、各月の支出案件及び収入案件の中から一部を抽出して事務処理の流れや内容を検証している。

収入事務及び支出事務とも提出資料を審査した結果、概ね適正な事務処理が行われているものの、一部不適切と思われる事務処理が下記のとおり散見された。

② 本年４月から８月までに例月出納検査時に監査した結果の不備事例の主なものを挙げてみると、各種契約事務において不適切な内容が記載されるなど適正を欠いているものが特に多く見受けられた。

不備内容については、監査当日に口頭で指摘及び注意しているところであるが、具体的な一例を挙げてみると、

○　財務規則第 85 条で定められている内容が欠落しているもの
○　委託契約書に業務内容に直接関係しない不要な条文が消除されていないもの
○　委託契約書と業務内容が合致していないもの
○　契約書において検査日の取り扱い期日が不適切なもの
○　賃貸借契約の中に消耗品が混在しているもの
○　委託契約の中に補助事業としての契約条項が記載されているもの

など、未だに多種多様にわたり契約書の条文として不適合なものが認められる。

こうした不備事例は、本来業務以外の業務の契約事務において発生しているものが多く見られ、過去の誤った前例を踏襲している条文があるほか、契約すべき内容とそぐわない内容の条文であっても、条文の内容を吟味することなく、契約書を作成しているものが複数見られるほか、稟議回付の際も課内で内容の検証がなされないまま決裁を了しているものもあり、第一次検証者のほか、その他ベテラン職員や決裁権者も内容まで精査されていないか、あるいは決裁時の押印者が知識不足なのかは定かではないが、誤りが看過されている。

こうした誤りを防止するためには、全職員対象に職場研修とか勉強会を開催するか、特殊な事案を除いては基本的な契約書式を庁内で統一化することが望ましい。

③　入札と随意契約の事務処理の取り扱いの相違については改善しつつあるが、未だに十分理解されていない部署が確認されたほか、入札や見積合わせを実施する前提として予定価格を算定する際に、事業費積算にあたり知識がないことから事前に専門業者から見積書を徴求し、入手した見積書の内容及び金額をそのまま予定価格としているものが複数件確認された。

業者から事前に徴求した積算内容や見積額はあくまでも参考資料に止めるべきであり、見積額をそのまま予定価格とすることなく、担当者が建設物価などを参考にして、少しでも工夫を凝らす努力をして予定価格調書を作成すべきである。

こうした点も本来の担当業務以外の業務を不慣れな担当者に強いている体質が要因であると思料されることから、②の後段と同様の対応が求められる。

④　前年度に引き続き今年度も公共施設の利活用状況の監査を実施したが、総務課と担当課の連携が取れていないほか、行政財産と普通財産の違いを理解していないもの、利用用途が変更されているにも係わらず、財産台帳が正確に整理されていないものなどが散見された。（詳細は後述監査意見（１）のとおり）

（３）補助金・交付金及び負担金の交付状況

上半期の交付分が監査対象であったので、補助金等の交付申請はこれからというものが多く、交付された案件はおおむね適正に処理されているものと認められた。

（４）工事執行状況

1,000 万円以上の執行状況を監査したが、おおむね順調に執行されているものと認められた。

なお、農地及び農地農業用施設の災害復旧工事については、県の災害復旧事業との兼ね合いもあるが、現時点では順調に執行されているものと認められる。

（５）賃貸借契約状況
今年度契約分は適正に執行されているものと認められた。

（６）主要施策の執行状況
上半期については、各課ともおおむね順調に計画どおり執行されている。

（７）町税等の収入状況等
一般会計では町民税、固定資産税及び軽自動車税とも、前年度同期比の徴収率は若干上回っている。
特別会計では、介護保険料が前年同期比の徴収率は若干下回っているものの、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については前年同期比を上回っている。
徴収専門員については、2 名体制に減少していたが、今年度は 3 名体制に戻ったことから全体的な徴収率に繋がっているものと思料する。

（８）公営企業会計
予算執行は例年並みに拠出されている。
工事関係では、下水道事業においては廃止された日田処理場を貯留槽として活用するために、改築・機器撤去工事を発注している。

（９）公有財産の管理状況
本年度実施した「本町所管の公共施設の利活用状況の調査結果について」のとおり、各課に管理を任せている事務分掌となっているほか、関係各担当課と財産台帳を管理している総務課との連携が密になっていないこと、また、町村合併時に適切に事務処理の引き継ぎがされていないほか、関係各担当課が財産管理事務に精通していないことも要因で、後述の監査意見（１）のような財産管理面で不備事項が発生している。
また、未利用地については後述の監査意見（２）のとおり、ここ近年は制度・政策改正などによる影響で増加しているという現状であり、維持管理経費の増加を抑止する対策あるいは財産処分による税外収入の確保を優先するなど、各地域で増加しつつある未利用地の処理方針の検討が喫緊の課題となってきている。

【監査意見】
（１）本町所管の公共施設の利活用状況の調査結果について

本町が令和 4 年 3 月に一部改訂した公共施設等総合管理計画（R3.4.1 時点）として掲記している公共施設 277 施設のうち 138 施設については前年度調査済であり、今年度は残りの 139 施設のうち庁舎 3 施設及び学校教育施設 5 施設を除いた 131 施設について、利活用状況調査表の作成を該当各課に提出を求め、概略をヒアリングしたうえで、特に問題点を内包しているような 16 施設を選定して現地調査を実施した結果、管理又は処理方法が不適切であると思われる事案が下記のとおり 7 施設において認められた。

① 竹細工研修施設（竹林公園）、竹炭研修施設（竹林公園）
竹林公園内に存在していた竹細工研修施設及び竹炭研修施設については、使用者が撤退したことから、令和 6 年度より竹林公園の指定管理区域内に含めて追加して指定管理に供している。

今回現地調査したところ、従来からの利用者が後継者不足などの理由から、ここ2ヶ年程前からは利用されておらず、竹細工研修施設の屋根及び入口扉は老朽化により破損している状況にあり、竹炭研修施設の入口扉も老朽化により破損している状況がみられるなど、現状有姿のまま指定管理物件として指定管理協定書第16条のⅢの⑷のアの『維持修繕を行うこと』とする条件のほか、同協定書第19条第5号の『常に良好な状態に保つ』という条件を付すことは、無理があるものと認められる。

瑕疵のある物件をそのまま指定管理に付すことは適切ではなく、指定管理委託先と利用計画を踏まえて早急に協議を行い指定管理に支障が無いよう、行政サイドにおいて適宜施設改修するなど対応する必要がある。

また、「竹炭研修施設」は実際に『竹炭』の製造ではなく、竹を焼いて『竹酢』を製造する施設であるため名称を『竹酢研修施設』に変更することが相応しいと思料する。

さらに、竹酢造りは従来は営業を重視した活動が行われていたが、今後は営業重視から来場者を対象とした『竹酢作り』の体験施設へ方向転換し、『竹細工作り』も竹トンボ作りなどを体験させるなどの方向転換も考慮して、指定管理者に対して各施設の最善の利用方法を検討させることも必要ではないかと思料する。

② 八東小学校体育館

現在の八東小学校体育館は、昭和59年に八東若者体育館として整備され、その後八東中学校体育館として利用されることとなり、さらに、八東中学校が八頭中学校に統合したことから、中学校校舎及び当該体育館を新八東小学校が利用している。

しかしながら、現在の財産台帳の土地及び建物は「社会教育課」が管理する「社会教育施設」及び施設の名称は「八東若者体育館」として記載されたままとなっており、中学校統合以降は財産台帳（中分類は「学校教育施設」、小分類は「体育館」から「小学校」、名称は「八東若者体育館」から「八東小学校体育館」、管理課は「社会教育課」から「学校教育課」への変更）を学校統合時に整理することを失念しており、不適切な管理形態のまま現在に至っている。

③ 八東プール

八東プールが整備された際には八東町第二町民プール（社会体育施設）として整備され、その後八東中学校のプールとして使用され、さらに八東中学校が八頭中学校に統合した後に八東小学校が八東中学校校舎に移転した際に小学校プール（学校教育課）として利用変更されている経緯があるが、小学校統合以降も財産台帳（中分類は「社会体育施設」から「学校教育施設」へ、名称は「八東プール」から「八東小学校プール」へ、管理課は「社会教育課」から「学校教育課」へ）の財産整理が上記②同様になされていない。

④ 芸術文化交流プラザ

総務課が管理している財産台帳において、「一般社団法人山本虎之助記念館」へ貸付している部分については、芸術文化交流プラザの名称で施設の土地の一部341.45㎡を普通財産（貸付）として記載している一方で、建物については341.46㎡と記載しており、双方の面積が0.01㎡相違している。

使用する建物の実測面積を基に341.46㎡として整理しているのであれば、土地の貸付面積も同数の341.46 ㎡に合わせておくべきである。

また、本件の賃貸借契約書においては、貸付面積を貸付料算定した際に用いた数量

341.458 ㎡で土地・建物ともと契約しているが、本来的には土地面積については、不動産登記規則第 100 条では、『地積は、㎡を単位として定め、1 平方メートルの 100 分の 1 未満の端数は、切り捨てる』と定められていることもあり、端数の切り上げあるいは切り捨てに係わらず、小数点以下第 2 位までの面積で処理すべきではないかと思料する。

その点で八頭町芸術文化交流プラザ条例第 11 条関係の「別紙第 2」のうち「ルーム 3」の面についても小数点以下第 2 位までの記載（2.728 ㎡⇒2.73 ㎡）に止めるべきだと思料する。

加えて、貸付部分については新規貸付当時は普通財産であったが、芸術文化交流プラザの施設自体を普通財産から行政財産に変更した際に、当該貸付部分も行政財産への振替処理を実施しなければならないとの認識もなく、誤りを見過ごしたまま現在に至っている。

その結果、芸術文化交流プラザの施設は行政財産であるにも係わらず、行政財産の中（建物の 2 階部分）に普通財産が介在するという歪な事態が発生している状態にあることも認識されていないようである。

さらに、普通財産の貸付の主管課は総務課であるべきであるが、財産台帳では社会教育課となっているなど、財産台帳の分類区分と管理する課が整合性のないものとなっている。

当該施設の経緯を洗い直してみると、安部小学校の廃校に伴い、普通財産として管理していたものを、芸術文化交流プラザとして町の施設として再利用することとなったことから、普通財産から行政財産に変更しているが、貸付部分の財産分類の変更は失念されている。

「一般社団法人山本虎之助記念館」は普通財産当時に貸付されたものであるが、土地・建物が行政財産に移行される際に「一般社団法人山本虎之助記念館」部分も併せて行政財産として取り扱うべきであったが、「行政財産」に移行することを失念したままとなっている。

その結果、１棟の建物に行政財産と普通財産が介在することという財産管理上において歪な状況が発生している。

今後の処理としては、「一般社団法人山本虎之助記念館」に貸し付けている土地・建物とも行政財産へ変更して管理しておく必要がある。

【解説】普通財産とは、行政財産以外の公有財産であり、行政目的として直ちに使われないため、企業や個人に対して貸付、交換、売払、譲与などの処分が可能なものを普通財産として分類するという行政財産と普通財産の性格を十分理解していなかったか、あるいは処理すべき事項を失念していたことが原因である。

こうした事態を避けるためには、公有財産の貸付処理は担当課のみに全面的に任せることなく、事あるごとに財産管理担当である総務課の合議を経て、本職の関所を通過させる事務処理の流れを構築すべきである。

なお、土地の貸付面積 341.45 ㎡を 341.46 ㎡に修正する手続きを速やかに行うほか、貸付財産を行政財産に戻すのであれば、決算審査時に提出する不動産賃貸借契約一覧（貸付）は、普通財産と区別するために行政財産の貸付として別表で提出されたい。

さらに付け加えれば、八頭町芸術文化交流プラザ条例第 11 条関係の「別紙第 2」のうち「ルーム 1」72.96 ㎡については、「Frontier school 安部小 Project」に対し当該行政財産の 1 室を毎年使用許可し、地元の中高生が主体となって活動する事業（閉

校舎をDIYして新たな学びの秘密基地を創る）に3年前から継続して使用させている。

当該使用許可財産も条例に基づき使用させているものであり、財産台帳を分割して整理しておく必要があると思料する。

もう一点、「財産台帳」の調整については、八頭町財務規則第153条第2項において、「教育委員会は、教育の用に供するため、町長から引継ぎを受けた財産については、第2項（教育財産以外の財産台帳）の例により教育財産台帳を調製しなければならない。」旨定められているにも係わらず、総務課作成の財産台帳が『教育委員会部分のみ抽出が可能であるため』という理由で教育委員会独自の財産台帳の作成を省略しており、財務規則に則さない取り扱いが認められる。

本件については、教育委員会に独自の財産台帳の作成を求めるか、あるいは財務規則の条文を見直すか、何れかの措置が必要であると認められる。

⑤　隼国民体育館

当該施設は昭和59年建築であり、40年余り経過した老朽建物であり、躯体自体を見る限りでは問題ないように思われる一方で、天井の部材が一部剥がれてぶら下がっている箇所がみられる。

使用されている部材は極めて軽い部材で作られており、落下しても人身には影響しないと判断して修理の予定は現状では無いようであるが、剥がれた部材が落下した場合には、利用者の目など当たり所が悪ければケガをする可能性はゼロとは言えないほか、天井を眺めれば見た目も悪いことから、剥がれた部材は早急に撤去しておくことが望ましいと思料する。

⑥　船岡ゲートボール場

当該施設は地区のゲートボールクラブが解散したことから、令和5年に「船岡屋内多目的運動場」として名称変更して野球やペタンクなどのスポーツの練習場となっており、施設本体の外部には新たな施設名称が表示されているが、財産台帳では、「船岡ゲートボール場」のままの名称で管理されており、財産台帳の名称変更が行われていない。

また、当該施設は木造で平成3年に建築されていることから、築34年経過していることもあり、建物の北西角の柱の根元付近が腐食してきていることから危険であるとして、冬場の積雪時である1月及び2月の2か月間は利用中止の措置を採っている。

「屋内多目的運動場は、雨天時や積雪時でも利用できるのが魅力であり、積雪時の利用中止は施設の存在感が失われる。何れにしても柱の腐食が進めば建物が倒壊し、人身事故も起きかねない虞もある。柱の取替え改修は多大な費用を要するとのことであるが、そうであれば早急に腐食している柱の根元付近を鉄骨材等による補強工事を施工し、施設の長寿命化と安全対策を講じておく必要があると思料する。

なお、今回の現地調査の際、施設の入口は施錠されていたものの、玄関横付近の窓ガラス（地上から20～30㎝高い）1箇所の施錠がされていなくて、誰でも容易に施設内に侵入できる状態が確認された。

利用後の施錠忘れか故意かは不明ではあるが、故意であれば問題が大きいほか、有料施設でもあることから施設管理者はそういう事態が発生していたことを利用者に伝えておくほか、入り口や窓の開口部の施錠状況の点検を定期的に励行しておく必要がある。

⑦　大御門体育センター及び郡家殿駐在所

財産台帳上では社会教育課が管理する「大御門体育センター」施設として管理しているにも係わらず、「大御門体育センター」用地の一部（1934.33 ㎡のうち 114.41 ㎡）を「郡家殿駐在所用敷地」として、町村合併以前より鳥取県に貸付している事例が確認された。

決算審査資料の不動産賃貸借契約一覧（貸付）では管理者は総務課としていることから、郡家殿駐在所用敷地部分は大御門体育センターと分割するほか、郡家殿駐在所貸付の担当課は総務課であることから、駐在所敷地として分割した後の管理者は総務課として処理すべきである。

本件も行政財産を貸し付けているものであり、④の事案と同様に、決算審査時に提出する不動産賃貸借契約一覧（貸付）は、普通財産とは別に行政財産の貸付として処理されたい。

（２）未利用財産について

①　老人憩の家・児童館関係

町において、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約化を進めるに当たり、令和 5 年 12 月 5 日付の「同和対策事業に係る施設の管理委託料の廃止」という文書が町から発出されたことに伴い、老人憩の家の管理委託料が町から管理者へ支出できなくなった。

そのため、施設の使用を中止するか、或いは継続利用するための予算措置を各集落で協議するようにと、二者選択を余儀なくされたことに伴って、施設の使用を中止することを選択した集落が 3 集落（万代寺荘、土師百井荘、国中荘）あり、返還を受けた施設（建物）について解体撤去して未利用地とする方針である。

また、児童館についても同様に 4 施設（東市場、国中二区、上万代寺、土師百井二）の建物を逐次解体することとしており、上記の施設を含め多数の未利用地の発生が見込まれる。

②　その他施設関係

旧交流広場乗馬場も利用が見込めないことから普通財産へ変更しているほか、旧保育所（八東保育所・丹比保育所）の解体撤去 2 件などもあり、その他施設でも未利用地が発生している。

さらには、八東地区の 2 つの旧小学校（旧八東小学校、旧丹比小学校）の校舎も解体され、一部は地域住民が活用できる施設用地として利用される計画があるが、広大な運動場の全ての面積を有効利用することは難しいと思われることから、管理費用が嵩まないように早急に適切な利活用の処理方針或いは管理方針を決定する必要があるものと思料する。

旧学校施設の広大な運動場は、若者が町外へ転出することを防ぐためにも、企業誘致や大規模なスポーツ施設が望ましいのではないかと思料する。

また、旧学校体育館の利用方法として、例えば、子どもから高齢者まで気軽にできるインドアスポーツのカローリング（氷上のカーリングに似たもの）などニュースポーツの会場として利用すれば、天候に関係ない競技であり社会教育施設としての体育施設の利用者も増加していくものと思われる。

なお、社会教育施設である体育館が整備されていない地域においても体育館を整備す

ることにより、災害時の避難所として利用できるほか、人口流出の歯止めがかかる効果が期待できるのではないかと思われる。

③　未利用地に対する処理方針

近年、未利用地が多数発生しているが、全てを一般競争入札に付して処分するほか、物件次第では制限付き一般競争入札など駆使し未利用地の処理方針を模索する必要があると思料する。